様式第１号

農地法第43条第１項の規定による届出書

（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出）

令和　　年　　月　　日

　可児市農業委員会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　下記のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいので、農地法第43条第１項の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　土地の所在等 | | | | | | | | |
| 土地の所在 | | 地　　目 | | | 面積（㎡） | 土地所有者（住所・氏名） | | |
| 登記簿 | 現　況 | | 耕　作　者（住所・氏名） | | |
|  | |  |  | |  |  | | |
|  | | |
|  | |  |  | |  |  | | |
|  | | |
|  | |  |  | |  |  | | |
|  | | |
|  | |  |  | |  |  | | |
|  | | |
| 計 | | ㎡（田　　　　㎡　　畑　 　㎡） | | | | | | |
| ２　施設の面積等 | 施設の面積等 | 施設の面積 | | | ㎡ | | | |
| 施設の棟高 | | | ｍ | | | |
| 施設の軒高 | | | ｍ | | | |
| 周辺農地から施設までの距離 | | | 東側の農地からの距離 | | | ｍ |
| 西側の農地からの距離 | | | ｍ |
| 北側の農地からの距離 | | | ｍ |
| 南側の農地からの距離 | | | ｍ |
| 施設の被覆材 | | | 素材の名称 | |  | |
| 光を透過する素材か | | 透過する ・ 透過しない | |
| 施設の構造 | | | （階数： 　　） | | | |
| 施設の設置に係る工事の時期等 | 工事着工時期 | | | 令和　　　年　　　月 | | | |
| 工事完了時期 | | | 令和　　　年　　　月 | | | |
| 栽培開始時期 | | | 令和　　　年　　　月 | | | |
| ３　施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要 |  | | | | | | | |
| ４　施設の設置に必要な行政庁の許認可等 | 許認可等の名称 | | |  | | | | |
| 許認可等の申請の有無 | | |  | | | | |
| 許認可等の時期 | | |  | | | | |
| 許認可等の担当部局 | | |  | | | | |
| ５　届出に当たり同意する事項 | □　私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。  □　私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。 | | | | | | | |
| ６　業務の内容  　（法人の場合） |  | | | | | | | |
| ７　備考 |  | | | | | | | |

（記載要領）

１　届出人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

２　「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記載してください。

３　「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記載してください。

また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記載してください。

４　「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記載してください。

５　「農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

６　「５　届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合には□をチェックしてください。チェックしない場合、届出書は受理されません。

　　また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、

ア　農作物の栽培が行われていない場合

イ　農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね２割以上縮小している場合

のいずれかに該当する場合をいいます。

これらに該当した場合には、法第44条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第４条に違反するものとして、都道府県知事等の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があります。